

# 株 式 取 扱 規 則

太 陽 誘 電 株 式 会 社

# 太陽誘電株式会社株式取扱規則

## 第1章 総則

### (目的)

第 1 条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによる他、定款に基づきこの規則の定めるところによる。

### (株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次の通りとする。

株主名簿管理人：

東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号

みずほ信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所：

東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

## 第 2 章 株主名簿の記録等

### (株主名簿への記録)

第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第 154 条第 3 項に規定された通知（以下、「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2 前項の他、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

### (株主名簿記載事項に係る届出)

第 4 条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

#### (法人株主の代表者)

第 5 条 法人である株主は、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

#### (共有株主の代表者)

第 6 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

#### (法定代理人)

第 7 条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

#### (外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第 8 条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

#### (機構経由の確認方法)

第 9 条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

## 第 3 章 株主確認

#### (株主確認)

第 10 条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- 2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
- 3 代理人により請求等をする場合は、前 2 項の手続きの他、株主が署名また

は記名押印した委任状その他代理権を証する書面を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。

4 代理人についても第1項および第2項を準用する。

## 第4章 株主権行使の手続き

### (少数株主権等)

第11条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名または記名押印した書面により行うものとする。

### (株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第12条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当会社が定める分量は以下の通りとする。

#### (1)提案の理由

各議案ごとに400字を超えるときには、その概要を記載することとする。

#### (2)提案する議案が役員選任議案の場合

各候補者ごとに400字を超えるときには、その概要を記載することとする。

### (単元未満株式の買取請求の方法)

第13条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

### (買取価格の決定)

第14条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

### (買取代金の支払)

第15条 当会社は、前条により算出された買取価格を買取代金とし、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。

ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

- 2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

#### (買取株式の移転)

- 第 16 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

### 第 5 章 特別口座の特例

#### (特別口座の特例)

- 第 17 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによる他、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

### 第 6 章 手数料

#### (手数料)

- 第 18 条 当会社の株式の取扱に関する手数料は、無料とする。
- 2 第 11 条（少数株主権等）に基づく少数株主権等の行使の場合は、別途定める金額とする。
  - 3 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

#### (改正手続)

- 第 19 条 この規則の改正は取締役会の決議を経なければならない。

昭和46年 3月23日制定  
昭和57年10月 1日一部変更  
平成 元年 2月13日一部変更  
平成 2年 6月29日一部変更  
平成 3年 7月22日一部変更  
平成11年10月 1日一部変更  
平成12年10月 1日一部変更  
平成13年11月26日一部変更  
平成14年 4月 1日一部変更  
平成14年 6月27日一部変更  
平成15年 2月27日一部変更  
平成16年 6月29日一部変更  
平成18年 5月29日一部変更  
平成19年12月25日一部変更  
平成21年 1月 5日改正  
平成21年11月30日一部変更  
平成24年 4月 1日一部変更